# 2024 (R6) 年 1 月 1 日~電子取引データの保存必須

2024(R6)年1月1日より、電子取引に伴う電子データ(注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書等)の保存が必須となります。

## 電子取引データの保存(全ての事業者が対象

### 【制度の概要】

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、いわゆる「電子帳簿保存法」が制定され、2022(R4)年から電子化への取り組み状況・企業規模を問わず全ての企業に影響を与えるインターネット取引・EDI取引等の「電子取引」に係る規定も強制的に適用されました。但し、新しい制度へスムーズに対応するため、電子取引であっても、電子データを「紙に印刷」して保存することが例外的に認められていました。しかし2024(R6)年1月1日からの取引からは原則的な対応が必要となり、「電子取引データを保存せずに「紙に印刷」のみ」の対応は認められません。

#### 原則的な対応:

データ保存に係る「事務処理規程」を整備し、その規程に従った方法で「電子取引」に係る元データを一ヵ所に集約し、検索出来る様に規則的なファイル名を付して保存する。

データファイルの名前については、例えば下記のように変更して保存 「 日付\_取引先\_金額\_種類 」 ⇒ 例: 20220104\_○○商事\_1,100,000\_請求書

※電子取引データを保存するためのシステム等を使用しない場合

今後は、いかなる場合でも「電子取引データ」の保存は必須であり、取引データを漏れなく保存しておくことが求められます。保存に際して、電子帳簿保存法に対応したシステムでの対応も推奨されます。また、データ保存後、別途紙に印刷して事務作業を行うことは妨げられていません。

#### 【電子取引データの保存の趣旨】

従来「紙」の請求書等が発行されて「**紙の原本**」が、取引内容を証明するための重要な証憑書類として、整理し保存することが求められてきていました。電子取引では、取引の証明となるのは<u>原則「電子取引であり、「紙に印刷」したものは単なるコピーにすぎません。従来から「紙の原本のコピー」は、その過程で「改ざん」される可能性が高い為、証明資料としては認められていません。電子取引においても「コピー(紙への印刷)」は同様に扱われるため、「原本」となる資料(電子取引データ)の保存が必須です。</u>

#### 【猶予措置よりも原則的な対応を】

「猶予措置」も定められていますが、前提として電子取引データを全て保存し、更に印刷した資料を別途整理する手間を考慮すると、上記の「原則的な対応」の方が現実的な対応だと考えられます。

なお、単に経営者の信条(「電子取引の保存はしたくない」、「データを信用していない」等の主張)のみに基づく理由である場合等、何ら合理的な理由なく保存要件に従って電子データを保存していない場合には、猶予措置の適用は無いことにご注意下さい。

消費税に係るインボイス制度の適用 (2023(R5)年 10 月 1 日~) から、各社がインボイス (請求書等)を電子化 (Webサイトからのダウンロード等)しており、以前にもまして「電子取引」に接する機会が増えてきています。インボイス制度 (消費税) では証拠資料としてのインボイス (請求書等) を取引の当事者が相互に保存することが求められていますので、原則的な対応をお願い致します。

※電子帳簿保存法については 2022年11月の事務所通信(290号)をご参照ください

#### @11月の予定

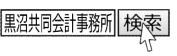
11/10 · 10月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

11/30・9月決算法人の確定申告

・3,6,12 月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日





発行元/黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅篭町 3-1-4 食糧会館 3 階 TEL 023-624-3519/FAX 023-624-3662/URL https://kuronuma-ac.jp/E-Mail info@kuronuma-ac.jp